

平成 27 年 9 月 15 日

教育福祉委員会委員長

松 田 正 美 様

提出者 教育福祉委員会委員 倉 田 明 子

議案第 8 2 号 桑名福祉センター条例の一部を改正する条例に対する修正案

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり、桑名市議会会議規則第 92 条の規定により
提出します。

議案第 8 2 号 桑名福祉センター条例の一部を改正する条例に対する修正案
桑名福祉センター条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。
第 7 条第 3 項中「200円」を「100円」に改める。

参 考

(修正のあらまし)

使用料を 200 円から 100 円に改めるため、議案第 82 号 桑名福祉センター条例の一部を改正する条例について、所要の修正を行うものです。

関係条文対照表

修 正 前	修 正 後
<p>第 7 条第 2 項中「利用した者」を「利用する者」に改め、同条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、同条第 3 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、デイサービス事業及び生活介護事業以外で浴場を利用する者は、1 人当たり 1 回につき <u>200 円</u> の使用料を納付しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><u>100 円</u></p>